

石川県強靭化計画

令和3年3月
石川県

＜目次＞

I	はじめに.....	1
II	基本的な考え方.....	2
1	計画の位置づけ.....	2
2	計画の期間.....	2
3	基本目標、事前に備えるべき目標.....	2
4	基本的な方針.....	3
III	脆弱性評価.....	5
1	脆弱性評価の考え方.....	5
2	起きてはならない最悪の事態の設定.....	6
3	脆弱性評価の結果.....	8
IV	推進方針.....	8
1	推進方針の整理.....	8
2	施策分野ごとの推進方針.....	9
V	計画の推進.....	30
(別紙1) 「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価.....		31
(別紙2) 施策分野ごとの指標.....		94

I はじめに

我が国では、これまで大規模自然災害が発生するたびに甚大な被害を受け、長期間にわたる復旧・復興を強いられてきた。平成23年に発生した未曾有の大震災である東日本大震災から得られた教訓を踏まえれば、大規模自然災害への備えについて、最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を、長期的な視点で着実に実施していくことが必要である。

こうしたことから、国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行された。

基本法の前文で掲げられているように、「大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させる」ため、平成26年6月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定され、国全体で強靱化を進めていくための枠組みが整備された。

また、基本法第13条において、「都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されており、本県においても、平成28年3月に「石川県強靱化計画（以下「本計画」という。）」を策定し、県土の強靱化に向けた施策に取り組んできたところである。

本計画における取組は、概ね順調に進捗してきたと評価できる一方、風水害や土砂災害といった自然災害の頻発・激甚化等を踏まえれば、県土強靱化の取組は引き続き喫緊の課題であることから、ここに本計画の見直しを行うものである。

見直しにあたっては、近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を踏まえて改定された基本計画を踏まえつつ、本県での災害リスクや基本計画改定後の直近の災害から得られた教訓も加味することとする。

II 基本的な考え方

基本法第14条において、「国土強靭化地域計画は国土強靭化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」と規定されており、このことを踏まえ、本計画を策定する。

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づくものであり、下記の計画期間における本県の強靭化に関する取組の方向性を示す指針として位置づけるものである。

2 計画の期間

本計画の対象期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3 基本目標、事前に備えるべき目標

いかなる災害等が発生しようとも、

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

を基本目標として、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた「県土強靭化」を推進する。

また、これらの基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、

- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する

④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、
早期に復旧させる
⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
を設定する。

4 基本的な方針

県民生活・県民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害のほかに、原子力災害などの大規模事故や感染症等の世界的大流行（パンデミック）、テロ等も含めたあらゆる事象が想定され得るが、気候変動の影響により水災害、土砂災害が多発していることや、ひとたび、大規模な自然災害が発生すれば、県土の広範囲に甚大な被害をもたらすものとなることから、本計画では、基本計画と同様に、対象とするリスクを大規模な自然災害とし、以下の基本方針のもと、本計画を策定・推進する。

- ① 本県の強靭性を損なう原因をあらゆる側面から検討する。
- ② 県内各地域の強靭化はもとより、地域の特性を踏まえつつ、地域間相互が連携・補完し合いながら、県全体の強靭化を図る。
- ③ 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ④ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード・ソフトの組み合わせによる総合的・効果的な対策に取り組む。
- ⑤ 「自助」、「共助」からなる地域防災力の向上と「公助」の機能強化による取組の推進を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携または役割分担して取り組む。
- ⑥ 非常に防災・減災等の効果を發揮するのみならず、平時にも有効活用される対

策となるよう工夫する。

⑦ 人口減少等に起因する県民の需要の変化、気候変動、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、既存の社会資本を有効活用するなど、費用を縮減しつつ効果的・効率的に施策を推進する。

⑧ 地域において、強靭化を推進する担い手が適切に活動できる環境づくりに努めるとともに、「いしかわ創生総合戦略」に基づく人口減少対策と相まって、強靭化を推進する担い手を確保する。

⑨ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を推進する。

⑩ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなどし、自然との共生を図る。

Ⅲ 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靭」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靭化とは、我々の国土や経済、暮らしが災害や事故などにより致命的な被害を受けない強さと、速やかに回復するしなやかさを持つことである。

基本計画では、「強靭化」の反対語である「脆弱性」を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対して、強く、しなやかに対応するための方策を検討している。

本計画策定に際しても、本県の強靭化に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法等を参考に、以下の枠組み及び手順により、脆弱性評価を実施し、推進方針を検討した。

【脆弱性評価の流れ】

○基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」を設定

○事前目標の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態」を設定

○最悪の事態を回避するための課題等を分析・評価（脆弱性評価）

○強靭化のための推進方針を検討・策定

2 起きてはならない最悪の事態の設定

基本計画では、基本法第17条第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定したうえで脆弱性評価を実施している。具体的には、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、分析・評価を行っている。

本計画においては、これを参考に、本県の地域特性や想定されるリスクを踏まえ、先に設定した8つの「事前に備えるべき目標」を達成するため、その妨げとなる33の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【起きてはならない最悪の事態】

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		
I. 人命の保護が最大限図られること II. 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること III. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		3	1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		4	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
		5	1-5	土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生
		6	1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	7	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		8	2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		9	2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
		10	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		11	2-5	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
		12	2-6	新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下
		13	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	14	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		15	3-2	県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	16	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		17	4-2	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	18	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		19	5-2	陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響
		20	5-3	食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	21	6-1	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
		22	6-2	新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		23	6-3	暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態
		24	6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	25	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		26	7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		27	7-3	有害化学物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		28	7-4	農地・森林等の被害による県土の荒廃
	8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	29	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		30	8-2	復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
		31	8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		32	8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		33	8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響

3 脆弱性評価の結果

33の起きてはならない最悪の事態ごとに、脆弱性評価を実施した結果は、別紙1のとおりである。

IV 推進方針

1 推進方針の整理

脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針を定めた。（【】に記載した数字・記号は、それぞれの推進方針が対応する「起きてはならない最悪の事態」を示している。）

また、分野横断的な視点で分析・評価するため、施策分野として、以下の9つの個別施策分野と4つの横断分野を設定した。

【施策分野】

(個別施策分野)

- ①行政機能・防災教育等／②住宅・都市／③保健医療・福祉／④ライフライン／
⑤産業／⑥交通・物流／⑦農林水産／⑧国土保全／⑨環境

(横断分野)

- ①リスクコミュニケーション／②人材育成／③官民連携／④老朽化対策

2 施策分野ごとの推進方針

【行政機能・防災教育等】

<行政>

(住民等への情報伝達体制の強化) 【1-1～6、2-4、4-1・2、6-2・3、7-1】

- テレビやラジオ、インターネット、衛星携帯電話、レアラートなど、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る。また、ソーシャルメディア等の活用も含めた、総合的な防災情報の収集と共有を図る。
- 市町を対象とした水害、土砂災害等発生時の情報伝達訓練を行うなど災害情報の伝達体制の強化を図る。
- 洪水時の迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実・強化を図る。
- 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する際、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、更なる情報提供の充実・強化を図る。

(防災教育) 【1-1～6、4-2、7-1】

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上に努める。
- 県広報番組や県政出前講座を活用した啓発活動や地域の自主防災活動を支援する防災活動アドバイザーの派遣を通して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する。
- 避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握できるよう、地域自ら実施する勉強会、防災マップ作成、避難訓練といった一連の取組を支援する。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する。

(防災関係機関との連携強化) 【1-1～6、3-1、7-1】

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

(地震発生時の業務継続体制の整備) 【1-1、3-2】

- 大規模地震発生時の応急対策等を実施しつつ優先度の高い通常業務を継続するため、「大規模地震時における石川県業務継続計画」を必要に応じて見直すなど、業務継続体制を強化する。

(非常用物資の備蓄) 【2-1】

- 市町等と連携し、非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

(行政情報通信基盤の強化) 【3-2、4-1】

- 「情報システム等における業務継続計画」の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を実施する。
- 本庁舎 LAN 及び出先機関との回線接続などの行政情報通信基盤について、引き続き、耐災害性の維持を図る。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等災害時の通信手段の多重化・強化を図る。

(防災拠点等の機能確保) 【3-2】

- 防災拠点や避難所等において、非常用自家発電機や衛星携帯電話等の通信機器の整備を進めるほか、埋設ガス管等の耐震化を推進する。
- 防災拠点や避難所となる公共施設の新設・建替えにあたっては、施設の適正な配置等に留意した上で、所要の機能を確保する。

(市町の災害対応力の強化) 【4-2】

- 適時適切な避難指示等の判断・発令のため、防災行動計画（タイムライン）の作成や市町の避難指示等の発令基準の点検・見直しを推進する。

(建設業協会等との応急復旧体制の強化) 【6-2～4、7-2】

- 建設業協会や建設コンサルタント協会等との協定に基づく訓練を実施するなど、平時から応急復旧体制を整備するとともに、早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る。

<警察・消防>

(警察災害派遣隊の対処能力向上) 【2-3】

- 被災地等において活動する警察災害派遣隊の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練等を実施し、部隊の対処能力向上を図る。

(災害対応力強化のための装備資機材、情報通信基盤の整備) 【2-3】

- 警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る。

(関係行政機関との連携強化) 【2-3】

- 大規模災害発生時における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊小松基地及び小松空港、のと里山空港との連携を強化し、訓練を通じた連携確認を行うなど、受入体制を整備する。
- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、行方不明者や遺体への対応について、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど、連携体制の強化を図る。
- 大規模災害発時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、相互通話が可能な無線機等を活用し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する。

(警察の業務継続体制の整備) 【2-3、3-1】

- 大規模災害発時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する。

(警察庁舎の整備・耐災害性強化) 【2-3、3-1】

- 老朽化した警察庁舎の計画的な建替えにより施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実) 【1-2、2-3、7-1】

- 消防団員の確保をはじめ、技能の向上に取り組むとともに、装備の充実を図るため、市町が行う消防防災施設や資機材等の整備を支援する。

(災害救助体制の整備) 【1-2、2-3、7-1】

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊と連携するブロック合同訓練に石川県隊として参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化) 【1-1、2-7、3-2、7-1】

- 住宅について、市町と連携して住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により耐震化を促進する。
- 住宅の耐震化促進に向けて、県民向け相談会や事業者向け講習会を開催するなど、官民が連携した普及啓発を推進する。
- 多数の者が利用する建築物等について、市町と連携して住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により耐震化を進めるとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。

(学校施設の耐震化) 【1-1、2-7】

- 公立学校施設について、耐震化に着実に取り組むとともに、吊り天井など非構造部材の耐震対策を推進する。

(市街地整備) 【1-1・2、7-1】

- 密集市街地について、防災機能の向上を図るため、市町と連携して市街地再開発事業

や住宅・建築物安全ストック形成事業などの推進により、面的整備やブロック塀の安全対策などを促進するとともに、災害時に一時避難場所となる都市公園の整備を推進する。

(空き家対策) 【1-1・2、7-1】

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、市町と連携して空き家対策を推進する。

(住宅・建築物の防火対策) 【1-2、7-1】

- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して火災予防運動等を通じた指導を行い、地震発生時の出火防止の徹底を推進する。
- 地震により住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する。

(災害リスクの低い都市構造の推進) 【1-4・5】

- 市町への立地適正化計画の策定を促すとともに、立地適正化計画に基づき、災害リスクの低い集約型の都市構造を推進する。

(応急仮設施設の迅速な供給) 【2-7、8-4】

- 応急仮設住宅について、引き続き市町と連携し、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、協定締結団体と平時より連携するなど、災害時の迅速な供給体制を確保する。

(文化財の防災・防犯対策の推進) 【8-3】

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、国・県指定文化財建造物や有形文化財収蔵施設の耐震化及び防災・防犯設備の整備等を推進する。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) 【1-1・2、2-5、7-1】

- 県内病院の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、引き続

き、促進を図る。

(社会福祉施設の耐震化等) 【1-1・2、2-5、7-1】

- 社会福祉施設の耐震化や防火体制の強化について、助成制度の一層の周知を図り、引き続き、促進を図る。

(災害医療体制の充実) 【2-5】

- 石川 DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院 12 病院について、県の防災訓練等を通じて機能の維持向上を推進する。
- 県内 3 カ所（小松空港、のと里山空港、県立中央病院）の広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）について、運用訓練等を実施し、体制を強化する。
- 災害時における医療提供体制を確保するため、災害拠点病院等において業務継続計画等を策定するとともに、被災後、早期に診療機能を回復するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備を促進する。

(災害時ドクターヘリ運航体制の整備) 【2-5】

- 災害時にドクターヘリを円滑に運航し、迅速に救急医療を提供できるよう、平時から関係機関と連携を密にし、災害時における運用について確認を行うことにより、災害時の運航体制を整備する。

(災害医療人材の確保) 【2-5】

- 一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む。
- 災害医療コーディネーター等を養成、配置し、発災後、刻々と変化する状況に対応可能な医療救護体制を整備する。

(介護・福祉人材の確保) 【2-5】

- 災害時の 2 次避難にあたり、福祉サービス提供体制の停滞による被害の拡大が生じないよう、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(社会福祉施設への支援) 【2-5】

- 社会福祉施設について、引き続き、現状に合わせた防災計画の見直しや地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導する。

(社会福祉施設におけるサービス提供体制の維持) 【2-5】

- 社会福祉施設において、非常用自家発電設備の整備に努め、食料、飲料水、その他生活必需品等の備蓄を行うよう、引き続き、助成制度の周知や指導を行う。

(要配慮者の災害時支援体制の構築) 【2-5・7】

- 被災者の生活改善や相談対応、福祉避難所への誘導など、福祉サービス面での支援を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣体制を整備する。

(要配慮者対策の推進) 【4-2】

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町における要支援者名簿の作成及び要支援者個人の個別避難計画の具体化を推進する。

(感染症予防措置) 【2-6】

- 平時から一般的な感染予防策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を促進するとともに、災害時の避難所において保健師等を派遣し、初期段階から衛生状況等を把握する体制を整えることで、感染症の発生・まん延を防ぐ。

(避難所等における感染症対策) 【2-6・7】

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所における衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町への働きかけを行う。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の策定について、市町に働きかける。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」等の周知・啓発を図るとともに、県防災総合訓練や市町の

防災訓練等における活用を促し、感染症対策の充実を図る。

(災害時健康管理体制の整備)【2-5・7】

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する。

(災害時の心のケア実施体制の整備)【2-5・7】

- 被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、こころのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するなど、関係機関等と連携し、災害時のこころのケア実施体制を整備する。

(福祉避難所の周知)【2-7】

- 一般の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所に関する情報を広く住民に周知するよう、引き続き、市町へ働きかける。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)【2-1・2・4・7】

- 災害時における被災者の生活環境の確保を図るため、市町等における避難所施設(指定避難所、指定緊急避難場所)の指定、設備の整備・点検、食料等の備蓄を推進する。
- 物資の調達と避難所までの円滑な輸送体制を確保するため、関係機関との連携を密にするなど、災害時受援計画の実効性を高める。

(水道施設の耐震化)【2-1、6-1】

- 県水送水管について、既設管とは別ルートで耐震性の高い送水管の整備を推進する。
- 市町における水道施設の耐震化計画策定を促進し、水道施設の計画的な耐震化を推進する。

(水資源の有効利用)【2-1、6-1】

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、既存のダムを活用した水資源の有効利用を進める。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、地下水の保全に努める。

(下水道施設の耐震化・耐水化)【2-6、6-1】

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設の耐震化・耐水化を推進する。
- 市町における下水道施設の耐震化・耐水化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化・耐水化を推進する。

(合併浄化槽への転換促進)【2-6、6-1】

- 老朽化した浄化槽の破損により、生活環境の悪化リスクが増加することから、災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保)【2-1・7、4-1・2、6-1】

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を早急に定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る。
- 停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備するため、市町が備蓄・保有する非常用発電機や電気自動車等の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進する。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策)【2-1・7、4-1・2、6-1】

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施)【2-1・7、4-1・2、6-1】

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、県災害対策本部への連絡員（リエゾン）の派遣や、被災状況・復旧計画に関する情報共有等について、電気事業者及び

電気通信事業者との連携を図る。

(エネルギーの分散化・多様化の推進)【2-1・7、4-1・2、6-1】

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する。

(停電等に関する情報発信)【2-1、6-1】

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市町や電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う。

(情報通信機能の維持・確保)【4-1・2、6-1】

- 大規模停電時においても情報通信機能を維持・確保するため、電気通信事業者と連携し、避難所等へ移動基地局車や電源車等を迅速に配備できるよう、平時から訓練を実施するなど、連携強化に努める。

(石油等の燃料確保)【2-1、5-1、6-1】

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(ガス事業者の災害対応力強化)【2-1、5-1、6-1】

- 高圧ガス事業所に対し、大規模地震等への防災・減災対策に関する危害予防規程の整備や災害訓練の実施を促進する。また、住宅等に設置されている LP ガス設備についても、地震・風水害時の容器の転倒流出防止対策や安全機器の設置などの対策をとるよう LP ガス販売事業者に働きかける。

【産業】

(県内企業の事業継続計画の策定)【5-1、8-5】

- 県内企業の事業継続計画について、専門家派遣による個別相談やセミナーの開催等により、企業の事業継続計画に対する認識を高め策定する事業所を広げていく。

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) 【1-1～6、2-1・2、5-1～3、6-1～4、7-2、8-2】

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、データやAI・IoT等のデジタル技術の活用により、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する。

(新技術の活用促進) 【1-1～6、6-1～4】

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る。

(風評被害を防止する情報発信) 【8-5】

- 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、県内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) 【2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、「ダブルラダー輝きの美知」構想の推進等により、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) 【2-1・2、5-1～3、6-2】

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する。

(農道・林道の整備) 【2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 山間地における孤立集落の発生を防止するため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を推進する。

(無電柱化の推進) 【2-1、5-1～3、6-2】

- 緊急輸送道路や避難に必要な道路について、電柱の倒壊等による交通遮断を防止するため、計画的に無電柱化を推進する。

(大雪対策) 【1-6、2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 県有除雪機械の計画的な更新を図るとともに、民間の除雪業者の支援を継続的に行うなど、大雪に必要な除雪体制を確保する。
- 消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新を図るとともに、雪に強い道路整備を進め、冬期間の道路交通を確保する。

(雪崩対策の推進) 【1-6、2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 雪崩から道路の通行を確保するため、雪崩防護柵などの防雪施設の整備や更新を図り、冬期の道路交通を確保する。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) 【1-6、2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 大雪時には、国の情報連絡本部において、隣県や関係機関との連携強化を図り、道路情報の収集・発信や道路ネットワークの確保に努める。
- 大雪時を想定した関係機関との合同訓練を継続的に実施し、情報の共有化など連携の強化を図る。

(鉄道の冬季間の安定運行) 【1-6、6-3】

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、在来線の除雪対策を講じるよう国や鉄道事業者に働きかける。

(鉄道の浸水対策) 【2-4、5-1・2、6-2】

- 北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の運行を確保するため、車両の退避や重要施設への浸水対策等を講じるよう国や鉄道事業者に働きかける。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) 【2-4、5-1・2、6-2】

- 北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道が被災した際には、国や鉄道事業者に対し、代替輸送を確保し、その情報発信に努めるとともに、早期の運行再開・完全復旧等を行うよう働きかける。

(港湾の災害対応力の強化) 【2-1、5-1～3、6-2】

- 物流拠点としての機能を確保するため、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受け入れに必要な施設の整備を推進する。

(漁船等を活用した緊急時の避難体制) 【2-2】

- 海に面し、孤立する可能性が高い地区において、漁船等による海上からの避難体制を確保できるよう漁業協同組合へ働きかける。

(空港の機能強化) 【5-1・2、6-2】

- 平時より、管理主体と関係機関が連携し、空港の機能向上に向けた施設整備や計画的な老朽化対策等を推進するとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充等に向けた取組を推進する。
- 発災後の空港機能の早期復旧に備えるため、管理主体と関係機関が連携し、有事を想定した総合訓練を実施する。

(信号機電源付加装置の整備) 【3-1】

- 大規模災害に備え、緊急輸送道路の安全かつ円滑な通行を確保できるよう、信号機の滅灯対策として、信号機電源付加装置の増強整備を推進する。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策) 【5-3】

- 作物共同利用施設等の耐震照査・耐震対策を推進するとともに、施設管理者の業務継続体制の確立を推進する。

(漁港施設の整備) 【5-3】

- 漁港施設の耐震・耐津波化や耐波性能の向上等を図るため、岸壁や防波堤等の新設・改良を推進する。

(水産業の早期再開) 【5-3】

- 漁業協同組合の災害対応能力を強化することにより、早期に操業を再開できる体制の確立を推進する。

(ため池の防災対策の推進)【6-4、7-2】

- 決壊した場合に人家等に被害を与える恐れがあるため池について、緊急度の高いものから計画的に改修・補強等を推進する。

(農業水利施設の整備)【6-4、7-2】

- 農業水利施設（農業用排水路、用排水機場等）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を推進する。

(農地・農業水利施設等の保全管理)【7-4】

- 地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を実施するため、多面的機能支払、中山間地域等直接支払に取り組む集落を広げるとともに、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する。

(災害に強い森林づくり)【7-4】

- 森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、間伐や主伐・再造林等による資源の循環利用を進めるとともに、手入れ不足人工林における針広混交林化や病虫害対策等を行い、災害に強い多様で健全な森林の整備・保全を推進する。

(農林業の担い手確保等)【7-4】

- 農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たに農林業に従事する者や農業参入する企業などの意欲ある多様な担い手の確保・育成を図り、持続可能な農林業に資する取組を推進する。

【国土保全】

(津波対策等の推進)【1-3、2-1・2、5-1～3、6-2】

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する。

- 海岸防災林について、津波の減衰効果を考慮し、一定のまとまりを持った林帯の整備を推進する。

(治水対策の推進) 【1-4、2-1・2、5-1～3、6-2】

- 浸水被害の実績が多い河川や市街化区域を流下する河川等について、河道掘削や堆積土砂の除去等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、浸水想定区域図やハザードマップの見直しなど、これらを活用した県・市町、住民合同の訓練により、情報伝達体制や避難体制を協働で確立するなど、ソフト対策の充実を図る。

(土砂災害対策の推進) 【1-5、2-1・2、3-2、5-1～3、6-2】

- 人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的に砂防、地すべり対策、急傾斜地崩壊対策等のハード整備を進めるとともに、市町と連携し、警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を推進する。
- 防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策（ハード整備）を着実に推進する。

(流域治水対策の推進) 【1-4・5、2-1・2、5-1～3、6-2】

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する。

(流木対策の推進) 【1-5】

- 流木災害の危険性がある渓流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する。
- 土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤などの土砂災害対策に集中的に取り組む。

(火山災害対策の推進) 【1-5】

- 県、白山市等により構成する白山火山防災協議会において、国がとりまとめたガイドライン等を踏まえた退避壕・退避舎の必要性を検討するとともに、山小屋や観光施設、

宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制や避難及び救助対策について充実強化を図る。

- 登山届の提出について周知徹底を図るとともに、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める。

(地籍調査の実施) 【6-2、8-4】

- 災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、計画的に地籍調査を推進する。

(環境保全の推進) 【8-3】

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に發揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する。

【環境】

(有害化学物質の漏えい等の防止対策) 【7-3】

- 有害化学物質の漏えい等を防止するため、事業場への立入検査等の機会を捉え、有害化学物質の適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう指導する。

(石綿飛散防止対策) 【7-3】

- 被災建築物等からの石綿飛散を防止するため、適切な石綿除去作業が実施されるよう、立入検査等の機会を捉え、建築物からの石綿の飛散防止対策や「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」の徹底について指導する。

(PCB廃棄物の適正処理) 【7-3】

- 保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する。

(毒物及び劇物の安全管理の促進) 【7-3】

- 「毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）」に基づき、災害時の毒物等の漏

えい等による保健衛生上の危害防止のため、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などにより、適正管理や応急措置等安全管理の促進を図る。

(災害廃棄物対策) 【8-1】

- 平時から関係団体等との連携や人材の育成を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) 【1-1~6、4-2、7-1、8-2】

- 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の実施や、地域への防災活動アドバイザーの派遣、さらには、県内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、県民一人ひとりの災害対応力・自助理力及び共助力を向上する。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) 【1-1~6、4-2、7-1、8-2】

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する。

(避難行動の周知徹底) 【1-1~6、7-1】

- 避難行動を速やかにとれるよう、ハザードマップの周知や県民一人ひとりの避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成を推進するとともに、実践的な避難訓練を行うことにより、適切な避難行動の周知徹底を図る。

(防災教育) (再掲：「行政機能・防災教育等」) 【1-1~6、4-2、7-1】

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上に努める。
- 県広報番組や県政出前講座を活用した啓発活動や地域の自主防災活動を支援する防災活動アドバイザーの派遣を通して、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進

する。

- 避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握できるよう、地域自ら実施する勉強会、防災マップ作成、避難訓練といった一連の取組を支援する。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する。

(非常用物資の備蓄) (再掲 : 「行政機能・防災教育等」) 【2-1】

- 市町等と連携し、非常用物資の備蓄を促進するとともに、家庭等における備蓄について、自主的な備蓄の促進に向けた啓発を推進する。

(外国人住民への支援) 【2-7、4-2】

- 各市町において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める。

(外国人住民への防災情報の提供) 【4-2】

- 多言語に対応した「石川県防災ポータル」の周知や災害時に役立つ防災情報を多言語で提供し、外国人住民の防災意識の向上を図る。

(自主防災組織の活性化促進) 【8-2】

- 災害時に「共助」の力を發揮し、災害による被害を予防・軽減するため、地域のコミュニティ活動と防災活動を組み合わせることなどにより、自主防災組織の活性化を促進する。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲 : 「リスクコミュニケーション」) 【1-1~6、4-2、7-1、8-2】

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織

の充実強化を推進する。

(災害医療人材の育成) (再掲 :「保健医療・福祉」) 【2-5】

- 一般の医療従事者の災害対応力の向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む。
- 災害医療コーディネーター等を養成、配置し、発災後、刻々と変化する状況に対応可能な医療救護体制を整備する。

(介護・福祉人材の確保) (再掲 :「保健医療・福祉」) 【2-5】

- 災害時の2次避難にあたり、福祉サービス提供体制の停滞による被害の拡大が生じないよう、関係機関と連携し、介護・福祉人材の確保に取り組む。

(災害ボランティアの活動環境の整備) 【8-2】

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援などのボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う。
- 災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(建設産業の担い手確保・育成) 【8-2・4】

- 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲 :「行政機能・防災教育等」) 【1-1~6、3-1、7-1】

- 応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊、ライフライン事業者など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する。

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) 【2-1・2・4・5】

- 国、地方公共団体、防災関係機関、民間企業等との災害時における応援協定締結等により、災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受け入れなどに係る

連携体制を整備する。また、応援協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する。

(防災・減災データの提供推進) 【4-2】

- 民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進める。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理) 【1-1、3-2】

- 県が保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）について、総合的かつ計画的な管理を推進するため「石川県公共施設等総合管理計画」に基づき、中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、適切な維持管理と計画的な修繕を行う。

(学校施設の維持管理) 【1-1】

- 公立学校施設について、全体を把握し、長期的な視点をもって、長寿命化などの取組を推進する。

(公園施設の維持管理) 【1-1、6-4、7-2】

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園について、長寿命化計画に基づき、施設の計画的な修繕・更新に取り組む。

(道路施設の維持管理) 【2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(農道・林道の維持管理) 【2-1・2、5-1～3、6-2・3】

- 農道・林道について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進する。

(鉄道の老朽化対策・存続支援) 【5-2、6-2】

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道における老朽化した重要インフラの整備等を支援することにより、鉄道の安全運行を確保するとともに、沿線市町等と連携し、存続

を支援する。

(港湾施設の維持管理) 【2-1・2、5-1～3、6-2】

- 防波堤や岸壁等の港湾施設の老朽化対策について、施設ごとの維持管理計画等に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(海岸保全施設の維持管理) 【1-3、2-1・2、5-1～3、6-2・4、7-2】

- 海岸保全施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(河川管理施設の維持管理) 【1-4、2-1・2、5-1～3、6-2・4、7-2】

- 河川管理施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(ダムの維持管理) 【1-4、2-1・2、5-1～3、6-2・4、7-2】

- ダムについて、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(砂防関連施設等の維持管理) 【1-5、2-1・2、5-1～3、6-2・4、7-2】

- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を実施する。

(水道施設の維持管理) 【2-1、6-1】

- 県水送水管について、既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取り組む。

(下水道施設の維持管理) 【2-6、6-1】

- 流域下水道の処理場について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) 【5-1～3、7-2】

- 農業水利施設について、長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理を推進する。
- 漁港施設について、個別施設ごとの長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する。

(交通安全施設の更新整備) 【1-1、3-1】

- 信号機や道路標識等の交通安全施設について、メンテナンスサイクルを構築するなど、継続的な点検及び補修整備を推進する。

V 計画の推進

計画の推進にあたっては、別紙2のとおり、施策分野ごとに設定した指標等により、毎年度、進捗状況を把握しながら、全庁連携により、本計画を着実に推進する。

また、今後の社会情勢の変化や、国、本県等の国土強靭化に係る取組の進捗状況等を考慮しながら、概ね5年ごとに必要な見直しを行うことを基本とする。

ただし、計画期間中であっても、社会経済情勢や国土強靭化施策の推進に係る環境が大きく変化した場合には、必要に応じて、計画の見直しができるものとする。

「起きてはならない最悪の事態」ごとの脆弱性の評価

(1-1) 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

(防災関係機関との連携強化) [P 10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(地震発生時の業務継続体制の整備) [P 10]

- 大規模地震発生時においても、県の機関が優先して取り組む業務を事前に決めておき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化) [P 12]

- 地震時の倒壊等を防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(学校施設の耐震化) [P 12]

- 公立学校施設の耐震化を推進しているが、学校規模適正化のため、統廃合の検討がなされているなどの特殊な事情により、一部の市町において、耐震化が完了しておらず、今後も耐震化を促進する必要がある。

(市街地整備) [P 12]

- 都市の防災機能の向上を図るため、密集市街地の面的整備等を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる都市公園を整備する必要がある。

(空き家対策) [P 13]

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) [P13]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) [P14]

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) [P19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) [P25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) [P25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) [P25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理) [P 28]

- 老朽化が見込まれる県の保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の適切な維持管理と計画的な修繕を実施していく必要がある。

(学校施設の維持管理) [P 28]

- 公立学校施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、一層老朽化が進行する施設も見込まれることから、計画的な維持管理・更新を行っていく必要がある。

(公園施設の維持管理) [P 28]

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園の施設について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがあり、被災者を安心して受け入れができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

(交通安全施設の更新整備) [P 29]

- 県警察が整備する信号機や道路標識等の交通安全施設は、保守点検や巡回点検を委託するなどして管理し、緊急性のあるものは、隨時、補修等を行っているところであるが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、継続的な点検及び補修整備を図る必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 実施 (R1)
- 住宅の耐震化率 82% (H30) 全国 約 87% (H30)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 86% (H27) 全国 約 89% (H30)
- 公立小中学校施設の耐震化率 99.6% 全国 99.4% (R2. 4. 1 現在)
- 県立学校施設の耐震化率 100% (H29)
- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 91.1% (R2. 6)
- 社会福祉施設の耐震化率 89.3% (H29. 3) 全国 90.3% (H29. 3)
- 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の実施 実施 (R1)
- 防災士数 6,765 人 (R1)
- 防災士のうち、女性防災士数 1,701 人 (R1)

(1-2) 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実) [P 12]

- 消防団は、県民の安全・安心を守る地域防災の要として、欠くことの出来ない存在であることから、地域防災力の向上のためにも消防団の充実・強化が必要である。
- 市町が行う消防水利などの消防用施設の整備や消防体制の充実など、消防力の強化が必要である。

(災害救助体制の整備) [P 12]

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む必要がある。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊と連携するブロック合同訓練に石川県隊として参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(市街地整備) (再掲) [P 12]

- 都市の防災機能の向上を図るため、密集市街地の面的整備等を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる都市公園を整備する必要がある。

(空き家対策) (再掲) [P 13]

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(住宅・建築物の防火対策) [P 13]

- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) (再掲) [P 13]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲) [P 14]

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P 19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P 25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P 25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必

要がある。

- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 消防団員数 5,398 人 (R1)
- 緊急消防援助隊登録隊数 85 隊 (R1)
- 防災士数 (再掲) 6,765 人 (R1)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 1,701 人 (R1)

(1-3) 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な

学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P 19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) [P 22]

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P 25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P 25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難

できるよう事前に準備しておく必要がある。

- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(海岸保全施設の維持管理) [P 29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 海岸林の年間防除面積 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率 100% (R1)
- 防災士数 (再掲) 6,765 人 (R1)
- 防災士のうち、女性防災士数 (再掲) 1,701 人 (R1)
- 津波避難計画の策定率 100%※ (R1)
※H24に策定した津波浸水想定を踏まえた策定率
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 100% (R2)

(1-4) 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システム

を活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【住宅・都市】

(災害リスクの低い都市構造の推進) [P 13]

- 市街地での浸水、洪水被害等について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P 19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【国土保全】

(治水対策の推進) [P 23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(流域治水対策の推進) [P 23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P 25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P 25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(河川管理施設の維持管理) [P 29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) [P 29]

- 県が管理している全 11 ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施（再掲） 実施（R1）
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 実施（R1）
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 58%（R1）
- 防災士数（再掲） 6,765 人（R1）
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 1,701 人（R1）
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 100%（H24）

(1-5) 土砂災害・火山噴火による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)（再掲）[P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。
- 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する際に、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(防災教育)（再掲）[P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

(防災関係機関との連携強化)（再掲）[P 10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【住宅・都市】

(災害リスクの低い都市構造の推進)（再掲）[P 13]

- 市街地での浸水、洪水被害等について、災害リスクの低い地域への居住や都市機能の誘導を図り、「コンパクト＋ネットワーク」によるまちづくりを進める必要があ

る。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【国土保全】

(土砂災害対策の推進) [P23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

(流木対策の推進) [P23]

- 全国的に立木の大径化による被害の拡大が見られるため、流木災害の危険性がある渓流には、流木捕捉式治山ダム工又は既存治山施設の機能強化対策を実施する必要がある。また、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤などの土砂災害対策に集中的に取り組む必要がある。

(火山災害対策の推進) [P23]

- 県、白山市等により構成する白山火山防災協議会において、国がとりまとめたガイドライン等を踏まえた、退避壕・退避舎の必要性を検討するとともに、山小屋や観光施設、宿泊施設等と連携し、情報の収集・伝達体制や避難及び救助対策について充実強化を図る必要がある。
- 登山届の提出について周知徹底を図るとともに、事業者と連携して緊急速報メールの活用や電波通信状況を改善するよう努める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の

時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P 25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(砂防関連施設等の維持管理) [P 29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数 20,336 戸 (R1) 全国 約 108 万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 79% (R1)

- 防災士数（再掲） 6,765人（R1）
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 1,701人（R1）
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 100%（R2）

（1-6）暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

（住民等への情報伝達体制の強化）（再掲） [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

（防災教育）（再掲） [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

（防災関係機関との連携強化）（再掲） [P 10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【産業】

（インフラ分野におけるデジタル化の推進）（再掲） [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

（新技術の活用促進）（再掲） [P 19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【交通・物流】

（大雪対策） [P 20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更

新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) [P 20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) [P 20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行) [P 20]

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、在来線の除雪対策を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P 25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P 25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(数値データ)

- 防災士数（再掲） 6,765人（R1）
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 1,701人（R1）

(2-1) 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

【行政機能・防災教育等】

(非常用物資の備蓄) [P10]

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町における非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給) [P16]

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

(水道施設の耐震化) [P16]

- 県水送水管について、既設送水管は1系統であるため地震発生時には長時間におよぶ断水の恐れがある。既設管には耐震適合性のない管もあり、耐震性の高い送水管を整備する必要がある。

- 大規模地震に備え、市町における水道施設について、耐震化の推進が必要である。

(水資源の有効利用) [P17]

- 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源の有効利用を進める必要がある。
- 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、地下水の保全に努める必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) [P17]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を早急に定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) [P17]

- 倒木等により電力供給網に支障が生ずることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連

携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) [P17]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) [P18]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(停電等に関する情報発信) [P18]

- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市町、電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。

(石油等の燃料確保) [P18]

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化) [P18]

- 東日本大震災において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについて、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。また、災害時に地域のエネルギー拠点となるLPガス中核充填所の災害対応力の強化が必要である。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX(デジタル・トランسفォーメーション)を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) [P19]

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保しておく必要がある。このため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) [P19]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) [P19]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) [P 19]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P 20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P 20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P 20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) [P 20]

- 大規模災害発生時においても、物流・交通拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P 22]

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P 23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に

整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(非常用物資の備蓄) (再掲) [P26]

- 家庭等における備蓄について、3日分以上の備蓄が奨励されていることから、自主的な備蓄の促進に向けた啓発に引き続き取り組むとともに、市町における非常用物資の備蓄や、民間企業と連携した備蓄体制の強化に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) [P27]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) [P28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) [P28]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) [P29]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P29]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持

管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(水道施設の維持管理) [P 29]

- 県水送水管について、既設管は1系統であるため、大規模な修繕を行う際には断水が必要となる。既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害時受援計画策定率 21% (R1)
- 県水送水管耐震化事業工事進捗率 53% (R1)
- 水道基幹管路における耐震適合率 35.5% (R1) 全国平均 40.3% (H30)
- 净水施設における耐震化率 75.9% (R1) 全国平均 30.6% (H30)
- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 78.0% (R1)
- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 95% (R1)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 36.3km (R1)
- 海岸林の年間防除面積 (再掲) 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積 (再掲) 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率 (再掲) 100% (R1)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 (再掲) 58% (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数 (再掲) 20,336 戸 (R1) 全国 約 108 万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 (再掲) 79% (R1)
- 災害時応援協定 (物資供給協定含む) の締結数 149 団体 (R1)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 100% (R1)
- 老朽化対策を実施する橋梁数 59 箇所 (R1)
- 老朽化対策を実施するトンネル数 13 箇所 (R1)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) 100% (R2)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)

(2-2) 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲) [P16]

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P19]

- 孤立集落の発生を防止し、また、万一、孤立集落が発生した場合でも早期に解消できるよう、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うルートを確保しておく必要がある。このため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P19]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P19]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断されると孤立集落が発生する可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(漁船等を活用した緊急時の避難体制) [P21]

- 奥能登の漁村では、接続する道路が少なく、災害等で交通が遮断されると、孤立集落となる可能性が高い地区があることから、漁船等の船舶を使った海上からの避難体制について検討する必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P22]

- 海岸保全区域背後の人々や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。

- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P 23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。

- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。

- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) (再掲) [P 27]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。

- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P 28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P 28]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P 29]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害時受援計画策定率 (再掲) 21% (R1)
- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 (再掲) 78.0% (R1)
- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 95% (R1)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 36.3km (R1)
- 海岸林の年間防除面積 (再掲) 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積 (再掲) 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率 (再掲) 100% (R1)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 (再掲) 58% (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数 (再掲) 20,336戸 (R1) 全国 約108万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 (再掲) 79% (R1)
- 災害時応援協定 (物資供給協定含む) の締結数 (再掲) 149団体 (R1)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 老朽化対策を実施する橋梁数 (再掲) 59箇所 (R1)
- 老朽化対策を実施するトンネル数 (再掲) 13箇所 (R1)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) (再掲) 100% (R2)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)

- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (R2)

(2-3) 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

【行政機能・防災教育等】

(警察災害派遣隊の対処能力向上) [P11]

- 大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地等において活動する警察災害派遣隊の体制強化を図るとともに、様々な災害や状況を想定し、計画段階から関係機関で連携を図りつつ、合同訓練等を実施し、部隊の対処能力向上を図る必要がある。

(災害対応力強化のための装備資機材、情報通信基盤の整備) [P11]

- 警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る必要がある。

(関係行政機関との連携強化) [P11]

- 大規模災害発生時における他都道府県警察ヘリコプターの受入れに備え、航空自衛隊小松基地及び小松空港、のと里山空港との連携を強化し、訓練を通じた連携確認を行うなど、受入体制を整備する必要がある。
- 大規模災害発生時に救助・救急活動等を円滑に実施するため、行方不明者や遺体への対応について、関係機関との連携体制を構築するとともに、訓練を通じた連携確認を行うなど、連携体制の強化を図る必要がある。
- 大規模災害発生時における関係機関相互の情報共有体制を確立するため、相互通話が可能な無線機等を活用し、迅速かつ的確な連絡体制を構築する必要がある。

(警察の業務継続体制の整備) [P11]

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

(警察庁舎の整備・耐災害性強化) [P11]

- 老朽化した警察庁舎の計画的な建替えにより施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実) (再掲) [P12]

- 消防団は、県民の安全・安心を守る地域防災の要として、欠くことの出来ない存在であることから、地域防災力の向上のためにも消防団の充実・強化が必要である。
- 市町が行う消防水利などの消防用施設の整備や消防体制の充実など、消防力の強化が必要である。

(災害救助体制の整備) (再掲) [P12]

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む必要があ

る。

- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊と連携するブロック合同訓練に石川県隊として参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る必要がある。

(数値データ)

- 警察庁舎の耐震化率 100% (R1)
- 消防団員数（再掲） 5,398人 (R1)
- 緊急消防援助隊登録隊数（再掲） 85隊 (R1)

(2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化)（再掲） [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給)（再掲） [P 16]

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

【交通・物流】

(鉄道の浸水対策) [P 20]

- 災害時においても北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) [P 20]

- 発災後、北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備)（再掲） [P 27]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。また、帰宅困難者に対する飲料水や食料の提供などの支援が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害時受援計画策定率（再掲） 21% (R1)
- 災害時応援協定（物資供給協定含む）の締結数（再掲） 149団体 (R1)

(2-5) 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) (再掲) [P13]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲) [P14]

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

(災害医療体制の充実) [P14]

- 全ての災害拠点病院を含め、12 病院が災害派遣医療チーム（DMAT）を保有する石川 DMAT 指定病院となっており、県の防災訓練等を通じて機能の維持向上を推進する必要がある。
- 県内 3 カ所（小松空港、のと里山空港、県立中央病院）を広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）として定め、必要な資機材を整備したが、今後は、運用訓練等を実施し、体制強化に努める必要がある。
- 災害時における医療提供体制を確保するため、災害拠点病院等において業務継続計画等を策定するとともに、被災後、早期に診療機能を回復するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備を促進する必要がある。

(災害時ドクターヘリ運航体制の整備) [P14]

- 災害時にドクターヘリを円滑に運航し、迅速に救急医療を提供できるよう、平時から関係機関と連携を密にし、災害時における運用について確認を行うことにより、災害時の運航体制を整備する必要がある。

(災害医療人材の確保) [P14]

- 一般の医療従事者の災害時における対応力向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む必要がある。
- 災害医療コーディネーター等を養成、配置し、発災後、刻々と変化する状況に対応可能な医療救護体制を整備する必要がある。

(介護・福祉人材の確保) [P14]

- 災害時の 2 次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸付や、潜在介護人材の就業促進等により、平時から介護・福祉人材の確保に取り組む必要がある。

(社会福祉施設への支援) [P14]

- 社会福祉施設の防災計画作成指針により、施設管理者が防災計画を定めることを支援するほか、事業者への説明会や定期的な監査等を通じて、現状にあわせた防災計画の見直しや、地域住民等を含めた連携体制の強化に努めるよう指導していく必要がある。

(社会福祉施設におけるサービス提供体制の維持) [P15]

- 社会福祉施設は、高齢者や障害者など日常生活上の支援が必要な方が利用していることから、災害時においても、サービスの提供を維持できる体制を整備することが必要である。

(要配慮者の災害時支援体制の構築) [P 15]

- 災害時には、被災者に対する迅速な医療救護だけではなく、慣れない避難生活において、体調悪化等の二次的な被害を防ぐため、福祉面でのサポート体制も構築する必要がある。

(災害時健康管理体制の整備) [P 16]

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備) [P 16]

- 被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、こころのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するなど、関係機関等と連携し、災害時のこころのケア実施体制を整備する必要がある。

【人材育成】

(災害医療人材の確保) (再掲) [P 27]

- 一般の医療従事者の災害時における対応力向上を図り、災害時に対応できる医療人材の確保に取り組む必要がある。
- 災害医療コーディネーター等を養成、配置し、発災後、刻々と変化する状況に対応可能な医療救護体制を整備する必要がある。

(介護・福祉人材の確保) (再掲) [P 27]

- 災害時の2次避難にあたっては、避難された高齢者等への介護・福祉サービスの提供が停滞しないよう、介護福祉士を目指す学生への修学資金の貸付や、潜在介護人材の就業促進等により、平時から介護・福祉人材の確保に取り組む必要がある。

【官民連携】

(災害時応援協定締結等による連携体制の整備) (再掲) [P 27]

- 災害時の物資調達・搬送、医療救護、ボランティアの円滑な受入れ等について、関係機関との相互協力が必要である。
- 災害時における応援協定等を各分野で締結しているが、災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を行う必要がある。

(数値データ)

- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率 (再掲) 91.1% (R2. 6)
- 社会福祉施設の耐震化率 (再掲) 89.3% (H29. 3) 全国 90.3% (H29. 3)
- 県内のDMAT配備数 32チーム (R1)
- 介護職員数 20千人 (R1)
- 災害時応援協定(物資供給協定含む)の締結数 (再掲) 149団体 (R1)

(2-6) 新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下

【保健医療・福祉】

(感染症予防措置) [P15]

- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から一般的な感染予防策（手洗い、うがい等）の啓発をするとともに予防接種を促進する必要がある。

(避難所等における感染症対策) [P15]

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所における衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町への働きかけを行う必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡らせる方策の策定について、市町に働きかける必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策指針」等の周知・啓発を図るとともに、県防災総合訓練や市町の防災訓練等における活用を促し、感染症対策の充実を図る必要がある。

【ライフライン】

(下水道施設の耐震化・耐水化) [P17]

- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設の耐震化・耐水化を推進する必要がある。
- 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、県民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、市町における下水道施設の耐震化・耐水化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化・耐水化を推進する必要がある。

(合併浄化槽への転換促進) [P17]

- 老朽化した浄化槽の破損により、生活環境の悪化リスクが増加することから、災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

【老朽化対策】

(下水道施設の維持管理) [P29]

- 流域下水道の処理場について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(数値データ)

- 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率
　　1期 95.0%、2期 94.8% (R1) (全国1期 95.4%、2期 94.1% (R1))
　　※1期：生後12～24ヶ月未満の者　2期：小学校就学前1年間の者

- 流域下水道におけるポンプ施設、水処理施設及び消毒施設の耐震化率 100% (R1)

- 下水処理場の耐震化計画策定率 88% (R1)

- 下水道施設の耐水化計画策定率 0% (R1)

- 汚水処理人口普及率 94.4% (R1)

- 市町の下水処理場の長寿命化計画策定率 100% (H26)

(2-7) 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化) (再掲) [P12]

- 地震時の倒壊等を防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(学校施設の耐震化) (再掲) [P12]

- 公立学校施設の耐震化を推進しているが、学校規模適正化のため、統廃合の検討がなされているなどの特殊な事情により、一部の市町において、耐震化が完了しておらず、今後も耐震化を促進する必要がある。

(応急仮設施設の迅速な供給) [P13]

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を維持する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者の災害時支援体制の構築) (再掲) [P15]

- 災害時には、被災者に対する迅速な医療救護だけではなく、慣れない避難生活において、体調悪化等の二次的な被害を防ぐため、福祉面でのサポート体制も構築する必要がある。

(避難所等における感染症対策) (再掲) [P15]

- 災害発生時における感染症の発生・まん延を防ぐため、避難所となる施設の衛生環境を災害時にも良好に保つとともに、避難所における衛生・防疫体制の整備が図られるよう引き続き市町への働きかけを行う必要がある。
- 避難所以外へ避難する者の発生を考慮し、正しい感染症予防の情報を行き渡させる方策の策定について、市町に働きかける必要がある。
- 避難所等の衛生管理に必要な物資について、備蓄や流通事業者等との連携により、災害時に的確に確保できるようにしておく必要がある。
- 感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行えるよう、「避難所における新型コロナウィルス感染症対策指針」等の周知・啓発を図るとともに、県防災総合訓練や市町の防災訓練等における活用を促し、感染症対策の充実を図る必要がある。

(災害時健康管理体制の整備) (再掲) [P16]

- 被災者への健康管理活動が円滑に実施できるよう、保健活動マニュアルを活用し、支援関係者に対する研修を実施するなど、市町や関係機関と連携し、災害時の健康管理体制を整備する必要がある。

(災害時の心のケア実施体制の整備) (再掲) [P16]

- 被災者へのこころのケア活動が円滑に実施できるよう、こころのケア活動マニュアルに基づき、支援関係者に対する研修を実施するなど、関係機関等と連携し、災害時のこころのケア実施体制を整備する必要がある。

(福祉避難所の周知) [P16]

- 一般的の避難所では生活することが困難な高齢者や障害者等の要配慮者が、安心して生活ができるよう、要配慮者の状態に応じたケアが行われ、手すりやスロープの設置などバリアフリー化が図られた福祉避難所に関する情報を広く住民に周知する必要がある。

【ライフライン】

(避難所施設の整備及び物資供給) (再掲) [P16]

- 避難所施設・設備の整備や食料等の備蓄を進める必要がある。また、不足する物資の供給について、確実な調達と円滑な輸送に努める必要がある。

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P17]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を早急に定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P17]

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P17]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P18]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(外国人住民への支援) [P26]

- 各市町において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める必要がある。

(数値データ)

- 住宅の耐震化率 (再掲) 82% (H30) 全国約 87% (H30)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 (再掲) 86% (H27) 全国 約 89% (H30)
- 公立小中学校施設の耐震化率 99.6% 全国 99.4% (R2.4.1 現在)
- 県立学校施設の耐震化率 100% (H29)
- 市町における災害時受援計画策定期 (再掲) 21% (R1)

(3-1) 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

【行政機能・防災教育等】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(警察の業務継続体制の整備) (再掲) [P11]

- 大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要がある。

(警察庁舎の整備・耐災害性強化) (再掲) [P11]

- 老朽化した警察庁舎の計画的な建替えにより施設の高度化を図り、災害時における警察機能の確保を図る必要がある。

【交通・物流】

(信号機電源付加装置の整備) [P21]

- 災害時に被災地までの緊急輸送道路が安全かつ円滑に通行できるよう、停電時においても信号機の機能を維持させるため、主要幹線道路である国道8号、金沢外環状道路等の主要な交差点に信号機電源付加装置を整備する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

【老朽化対策】

(交通安全施設の更新整備) (再掲) [P29]

- 県警察が整備する信号機や道路標識等の交通安全施設は、保守点検や巡回点検を委託するなどして管理し、緊急性のあるものは、随時、補修等を行っているところであるが、交通環境の安全性及び交通安全施設の機能維持を確保するため、継続的な点検及び補修整備を図る必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 警察庁舎の耐震化率 100% (R1)
- 信号機電源付加装置の整備率 石川県 45.5% (R2.3)

(3-2) 県及び市町の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【行政機能・防災教育等】

(地震発生時の業務継続体制の整備) (再掲) [P10]

- 大規模地震発生時においても、県の機関が優先して取り組む業務を事前に決めて

おき、限られた資源を効率的に投入し、業務の継続と早期復旧を図る必要がある。
(行政情報通信基盤の強化) [P 10]

- 「情報システム等における業務継続計画」の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。
- 本庁舎 LAN について、通信機器及び通信機器間の配線を二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、県施設の規模等に応じ通信事業者の局舎との回線接続を可能な限りループ化し、本庁舎については局舎との回線接続を異なるルートで二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等災害時の通信手段の多重化・強化を図る必要がある。

(防災拠点等の機能確保) [P 10]

- 大規模な災害に備え、防災拠点や避難所等において非常用自家発電機や衛星携帯電話等の通信機器を整備する必要がある。また、これら施設へガス等を引き込む埋設管について、耐震化を進める必要がある。
- 防災拠点や避難所となる公共施設の建替え等にあたっては、施設の適正な配置等により、所要の機能を確保する必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化) (再掲) [P 12]

- 地震時の倒壊等を防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

【国土保全】

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P 23]

- 防災拠点となる公共施設等が被災する可能性や、周辺インフラの被災によって機能不全が発生する可能性があるため、防災拠点及びその周辺において、土砂災害対策を着実に推進する必要がある。

【老朽化対策】

(公共施設等の総合管理) (再掲) [P 28]

- 老朽化が見込まれる県の保有・管理する公共施設等（公共建築物及びインフラ資産）の適切な維持管理と計画的な修繕を実施していく必要がある。

(4-1) 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(行政情報通信基盤の強化) (再掲) [P 10]

- 「情報システム等における業務継続計画」の実効性を高めていくため、継続的に周知・訓練を行うとともに、常に最新の状況を反映した計画となるよう点検を行う必要がある。
- 本庁舎 LAN について、通信機器及び通信機器間の配線を二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 出先機関との接続について、回線切断に備え、県施設の規模等に応じ通信事業者の局舎との回線接続を可能な限りループ化し、本庁舎については局舎との回線接続を異なるルートで二重化し冗長性を確保しており、引き続き耐災害性の強化に取り組む必要がある。
- 有線通信の途絶に備え、防災行政無線（衛星系）や衛星携帯電話の整備等災害時の通信手段の多重化・強化を図る必要がある。

【ライフライン】

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P17]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を早急に定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P17]

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P17]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P18]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(情報通信機能の維持・確保) [P18]

- 停電時においても情報通信機能を維持・確保する必要がある。

(4-2) 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

- 洪水時に迅速・的確な水防活動や避難活動を支援するため、河川総合情報システムを活用した携帯端末等へのメール配信による情報提供など、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

- 気象台と共同で土砂災害警戒情報を発表する際に、危険度が高まっている市町に滞在する方の携帯端末に緊急速報メールを送信し、情報の周知を図るなど、住民の早期自主避難を支援するため、更なる情報提供の充実、強化を図る必要がある。

(市町の災害対応力の強化) [P 10]

- 適時適切な避難指示等の判断・発令のため、防災行動計画（タイムライン）の作成や市町の避難指示等の発令基準の点検・見直しを推進する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。

- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。

- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。

- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(要配慮者対策の推進) [P 15]

- 避難行動要支援者の避難行動を支援するため、市町による避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の作成を促進するとともに、自治会を中心とした避難訓練を定期的に実施するなど、その実効性を確保していく必要がある。

【ライフライン】

(代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P 17]

- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を早急に定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。

- 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。

(倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P 17]

- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。

(停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P 17]

- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業

者との連携を強化する必要がある。

(エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P18]

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(情報通信機能の維持・確保) (再掲) [P18]

- 停電時においても情報通信機能を維持・確保する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

(外国人住民への支援) (再掲) [P26]

- 各市町において、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める必要がある。

(外国人住民への防災情報の提供) [P26]

- 災害時に役立つ防災情報を多言語で提供し、外国人住民自身の防災意識の向上を図る必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災・減災データの提供推進) [P28]

- 民間でのデータ利活用を促進するため、防災に係るオープンデータの提供を進め
る必要がある。

(数値データ)

- 防災士数（再掲） 6,765 人（R1）
○ 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 1,701 人（R1）

(5-1) サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

【ライフライン】

(石油等の燃料確保)（再掲） [P18]

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化)（再掲） [P18]

- 東日本大震災において、電力・都市ガスなどのライフガスが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについて、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。また、災害時に地域のエネルギー拠点となるLPガス中核充填所の災害対応力の強化が必要である。

【産業】

(県内企業の事業継続計画の策定) [P18]

- 県内企業における事業継続計画の策定については、引き続き、県内企業の防災意識を高め、策定する事業所を広げていく必要がある。

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)（再掲） [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築)（再掲） [P19]

- 物流上重要な役割を担う道路ネットワークが寸断されることにより、原材料や部品等の調達が困難となり、事業所等の生産停止といった事態を招く恐れがある。このため、加賀海浜産業道路や金沢外環状道路、のと里山海道、能越自動車道などの道路整備を促進し、緊急時にも生産拠点相互や金沢港や七尾港、小松空港などの物流拠点をつなぐ、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策)（再掲） [P19]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備)（再掲） [P19]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P 19]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P 20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P 20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P 20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の浸水対策) (再掲) [P 20]

- 災害時においても北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) (再掲) [P 20]

- 発災後、北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P 20]

- 大規模災害発生時においても、物流拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

(空港の機能強化) [P 21]

- 大規模災害発時においても、物流輸送のセーフティネット機能を発揮できるよう、施設整備や老朽化対策に取り組むとともに、引き続き、既存路線の維持・拡充を図る必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P 22]

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P28]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮

されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P29]

- 県が管理している全 11 ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) [P29]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 県内企業の事業継続計画の策定率 15.0% (全国平均 16.6%) (R2.6)
※株式会社帝国データバンク (2020) 「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査」
- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 (再掲) 78.0% (R1)
- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 95% (R1)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 36.3km (R1)
- 海岸林の年間防除面積 (再掲) 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積 (再掲) 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率 (再掲) 100% (R1)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 (再掲) 58% (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数 (再掲) 20,336 戸 (R1) 全国 約 108 万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 (再掲) 79% (R1)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 老朽化対策を実施する橋梁数 (再掲) 59 箇所 (R1)
- 老朽化対策を実施するトンネル数 (再掲) 13 箇所 (R1)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) (再掲) 100% (R2)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 県が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合 100% (R1)

(5-2) 陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスポーテーション）を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P19]

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P19]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P19]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P19]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の浸水対策) (再掲) [P20]

- 災害時においても北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) (再掲) [P20]

- 発災後、北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに、速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替

輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P 20]

- 大規模災害発生時においても、物流・交通拠点としての機能を確保できるよう、耐震化を含めた港湾施設の機能を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

(空港の機能強化) (再掲) [P 21]

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を小松空港及びのと里山空港が担うには、平時より、それぞれの管理主体と関係機関が連携し、両空港の機能向上に向けた施設整備など、両空港の機能強化等を推進することが必要である。
- 南北に長い本県では、県内外からの人員の移動や物資の輸送において、小松空港及びのと里山空港の航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・国際の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。
- 有事を想定した総合訓練を実施するなど、発災後の空港機能の早期復旧に備える必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P 22]

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P 23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害(特別)警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の国土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる

関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P 28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P 28]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援) [P 28]

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道における予防的な老朽化対策を図るため、老朽化した重要インフラ整備を支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P 29]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) (再掲) [P 29]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 (再掲) 78.0% (R1)

- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合（再掲） 95% (R1)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長（再掲） 36.3km (R1)
- 海岸林の年間防除面積（再掲） 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積（再掲） 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率（再掲） 100% (R1)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施（再掲） 実施 (R1)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合（再掲） 58% (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数（再掲） 20,336 戸 (R1) 全国 約 108 万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設（再掲） 79% (R1)
- 道路施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (R1)
- 老朽化対策を実施する橋梁数（再掲） 59 箇所 (R1)
- 老朽化対策を実施するトンネル数（再掲） 13 箇所 (R1)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合（個別施設計画策定）（再掲） 100% (R2)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (R2)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100% (R2)
- 県が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合（再掲） 100% (R1)

(5-3) 食料等の安定供給の停滞

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P19]

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P19]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P19]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、

複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P 19]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P 20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P 20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P 20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P 20]

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた港湾施設の機能強化を図るとともに、緊急物資の受入れに必要な施設の整備を推進する必要がある。

【農林水産】

(食料の生産・流通等関係事業所の防災対策) [P 21]

- 農林水産業に係る生産・流通等の関係事業所については、食料を安定供給するための重要な施設であることから、災害対応力強化に向けたハード対策とソフト対策を推進する必要がある。

(漁港施設の整備) [P 21]

- 水産物の安定供給ができるよう、漁港の生産・流通機能及び防災機能を強化する必要がある。

(水産業の早期再開) [P 21]

- 災害発生に伴い、水産物の供給に支障が生じる恐れがあることから、早期の再開に向けた対応を行う必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P 22]

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このた

め、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P 23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P 28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P 28]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから、道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適切な維持管理を行う必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P 29]

- 県が管理している全 11 ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) (再掲) [P 29]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 (再掲) 78.0% (R1)
- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 95% (R1)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 36.3km (R1)
- 海岸林の年間防除面積 (再掲) 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積 (再掲) 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率 (再掲) 100% (R1)
- 農業協同組合の業務継続計画の策定率 100% (H27)
- 主要な陸揚岸壁の耐震化率 0% (R1)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 (再掲) 58% (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数 (再掲) 20,336 戸 (R1) 全国 約 108 万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 (再掲) 79% (R1)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 老朽化対策を実施する橋梁数 (再掲) 59 箇所 (R1)
- 老朽化対策を実施するトンネル数 (再掲) 13 箇所 (R1)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) (再掲) 100% (R2)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 県が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合 (再掲) 100% (R1)

(6-1) ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

【ライフライン】

(水道施設の耐震化) (再掲) [P 16]

- 県水送水管について、既設送水管は1系統であるため地震発生時には長時間におよぶ断水の恐れがある。既設管には耐震適合性のない管もあり、耐震性の高い送水管を整備する必要がある。
 - 大規模地震に備え、市町における水道施設について、耐震化の推進が必要である。
(水資源の有効利用) (再掲) [P17]
 - 気候変動の影響もあり、異常渇水等の発生頻度が高まる可能性があることから、水資源の有効利用を進める必要がある。
 - 災害時や異常渇水時において必要な用水を確保するため、地下水の保全に努める必要がある。
- (下水道施設の耐震化・耐水化) (再掲) [P17]**
- 災害時に最低限必要な下水道機能を確保するため、流域下水道における下水道施設の耐震化・耐水化を推進する必要がある。
 - 大規模地震発生時には、未処理下水の流出による衛生被害の発生により、県民の生命・財産に係わる事態を生じる恐れがあるため、市町における下水道施設の耐震化・耐水化計画策定を促進し、下水道施設の計画的な耐震化・耐水化を推進する必要がある。
- (合併浄化槽への転換促進) (再掲) [P17]**
- 老朽化した浄化槽の破損により、生活環境の悪化リスクが増加することから、災害に強く早期に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要がある。
- (代替電源の迅速かつ円滑な確保) (再掲) [P17]**
- 電源車や非常用発電機等の配備先を迅速かつ円滑に決定するため、優先配備が必要な重要施設を早急に定め、電気事業者や災害時応援協定締結団体等と共有を図る必要がある。
 - 市町が備蓄・保有する非常用発電機の数量、規格、燃料補給体制などについて総点検を推進し、停電が長期化した際にも代替的な電源が迅速かつ円滑に確保される仕組みを整備する必要がある。
- (倒木等による電力供給網への支障防止対策) (再掲) [P17]**
- 倒木等により電力供給網に支障が生じることを防ぐため、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全に向けて、市町、電気事業者及び電気通信事業者等との連携の拡大に努める必要がある。
- (停電復旧及び道路啓開の迅速な実施) (再掲) [P17]**
- 災害時に停電復旧及び道路啓開を迅速に行うため、電気事業者及び電気通信事業者との連携を強化する必要がある。
- (停電等に関する情報発信) (再掲) [P18]**
- 停電時の住民の不安や混乱を軽減するため、市町、電気事業者及び電気通信事業者と連携し、多様な情報伝達手段を活用してきめ細かな情報発信を行う必要がある。
- (情報通信機能の維持・確保) [P18]**
- 停電時においても情報通信機能を維持・確保する必要がある。
- (エネルギーの分散化・多様化の推進) (再掲) [P18]**

- 災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要がある。

(石油等の燃料確保) (再掲) [P18]

- 災害時に燃料不足に陥り、応急対策の遅れ等が発生することを防ぐため、民間事業者等との石油等の燃料を確保するための協定等が災害時において確実に機能するよう、平時から連絡や訓練を実施する必要がある。

(ガス事業者の災害対応力強化) (再掲) [P18]

- 東日本大震災において、電力・都市ガスなどのライフラインが途絶する中、迅速に復旧し、避難生活を支えたLPガスについて、避難所等となる公共及び民間の施設において、平時から利用しながら、災害等に備えて備蓄する必要がある。また、災害時に地域のエネルギー拠点となるLPガス中核充填所の災害対応力の強化が必要である。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【老朽化対策】

(水道施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 県水送水管について、既設管は1系統であるため、大規模な修繕を行う際には断水が必要となる。既設送水管とは別ルートで耐震性の高い送水管により、2系統化を行い、老朽化対策に取り組む必要がある。

(下水道施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 流域下水道の処理場について、ストックマネジメント計画に基づく計画的な維持管理・更新を実施する必要がある。

(数値データ)

- 県水送水管耐震化事業工事進捗率 (再掲) 53% (R1)
- 水道基幹管路における耐震適合率 (再掲) 35.5% (R1) 全国平均 40.3% (H30)
- 净水施設における耐震化率 (再掲) 75.9% (R1) 全国平均 30.6% (H30)
- 流域下水道におけるポンプ施設、水処理施設及び消毒施設の耐震化率(再掲) 100% (R1)
- 下水処理場の耐震化計画策定期率 (再掲) 88% (R1)
- 下水道施設の耐水化計画策定期率 (再掲) 0% (R1)
- 汚水処理人口普及率 (再掲) 94.4% (R1)
- 市町の下水処理場の長寿命化計画策定期率 (再掲) 100% (H26)

(6-2) 新幹線等基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(建設業協会等との応急復旧体制の強化) [P 10]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備する必要がある。また、早期復旧等に向けた指導・助言を得るために、学識経験者との連携強化を図る必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P 19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P 19]

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(緊急輸送道路等の防災・減災対策) (再掲) [P 19]

- 救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路等の幹線道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を要する箇所があり、これらの対策を推進する必要がある。

(農道・林道の整備) (再掲) [P 19]

- 山間地は道路網が脆弱であり、災害等で道路が寸断される可能性が高いことから、複数の輸送ルートの確保を図るため、緊急輸送道路の迂回路となり得る農道・林道の整備を促進する必要がある。

(無電柱化の推進) (再掲) [P 19]

- 大規模災害発生時において、電柱の倒壊等による緊急輸送道路や避難に必要な道路等の交通遮断を防止する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P 20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更

新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P 20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P 20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の浸水対策) (再掲) [P 20]

- 災害時においても北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の必要な機能が確保できるよう、車両の退避や重要施設への浸水対策等を推進する必要がある。

(鉄道の早期復旧等に向けた取組) (再掲) [P 20]

- 発災後、北陸新幹線、JR在来線、のと鉄道、IRいしかわ鉄道及び北陸鉄道の被害を最小化するとともに速やかに運行を再開する必要がある。鉄道不通時の代替輸送について、交通事業各社及び関係機関との連携を強化する必要がある。

(港湾の災害対応力の強化) (再掲) [P 20]

- 大規模災害発生時において、海から食料等緊急物資の受入れができるよう耐震化を含めた港湾施設の機能強化が必要である。

(空港の機能強化) (再掲) [P 21]

- 災害時において、人員などの輸送拠点として重要な役割を小松空港及びのと里山空港が担うには、平時より、それぞれの管理主体と関係機関が連携し、両空港の機能向上に向けた施設整備など、両空港の機能強化等を推進することが必要である。
- 南北に長い本県では、県内外からの人員の移動や物資の輸送において、小松空港及びのと里山空港の航空路線は欠くことのできない重要な役割の一つであるため、航空ネットワークを構成する国内・国際の各航空路線の維持・拡充を図る必要がある。
- 有事を想定した総合訓練を実施するなど、発災後の空港機能の早期復旧に備える必要がある。

【国土保全】

(津波対策等の推進) (再掲) [P 22]

- 海岸保全区域背後の人家や公共施設等を津波等から防護するため、海岸堤防等の整備を推進する必要がある。
- 海岸防災林について、波力に対し弱部を作らず、津波の減衰効果も考慮した林帯の整備が必要である。

(治水対策の推進) (再掲) [P 23]

- 梅雨前線等の豪雨や、局地的豪雨の増加に伴い、浸水被害が発生している。このため、浸水被害実績が多い河川や、市街化区域を流下する河川等のハード対策を重点的に実施するとともに、計画を超える洪水等への対応として、ソフト対策の充実を図る必要がある。

(土砂災害対策の推進) (再掲) [P23]

- 土砂災害対策を計画的に進めているが、土砂災害の恐れのある区域が多数存在し、短期間に全ての箇所の施設整備を行うことが困難であることから、災害リスクや地域状況を踏まえ、計画的に整備を進める必要がある。
- 土砂災害（特別）警戒区域において、市町と連携し警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を進める必要がある。
- 山村の地域活動の停滞に伴う森林の県土保全機能の低下や、集中豪雨の発生頻度の増加等による災害発生リスクの高まりにより、山地災害危険地区での人的被害の発生が危惧されていることから、順次、総合的な治山対策を進めるとともに、特に、緊急性の高い要配慮者利用施設が存する土砂災害警戒区域等においては、重点的に整備を進める必要がある。

(流域治水対策の推進) (再掲) [P23]

- 近年の豪雨の頻発・激甚化に対応するため、市町や企業、住民等の流域のあらゆる関係者により流域全体で対策を行う「流域治水」を推進する必要がある。

(地籍調査の実施) [P24]

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となる。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(農道・林道の維持管理) (再掲) [P28]

- 農道・林道については、山間地等の迂回路となる路線や国県道等の地域交通ネットワークを補完する幹線があることから道路の機能低下による輸送ネットワークの分断を防ぐため、適正な維持管理を行う必要がある。

(鉄道の老朽化対策・存続支援) (再掲) [P28]

- 第三セクター鉄道等、県内地方鉄道における予防的な老朽化対策を図るため、老朽化した重要なインフラ整備を支援し、鉄道の安全運行の確保を図る必要がある。

(港湾施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 港湾施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、高齢化を迎える施設が急増することが見込まれることから、計画的に維持補修を行う必要がある。

(海岸保全施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多

くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P 29]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多く砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、計画的に維持管理、修繕、改築、更新を行う必要がある。

(数値データ)

- 建設業協会等との協定に基づく防災訓練 実施 (R1)
- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 (再掲) 78.0% (R1)
- 災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合 (再掲) 95% (R1)
- 迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長 (再掲) 36.3km (R1)
- 海岸林の年間防除面積 (再掲) 101ha (R1)
- 抵抗性クロマツ苗の植栽面積 (再掲) 4ha (H27～R1 平均)
- 防潮水門の自動化や操作規則を定めること等による操作員の安全確保率 (再掲) 100% (R1)
- 洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合 (再掲) 58% (R1)
- 土砂災害から保全される家屋数 (再掲) 20,336戸 (R1) 全国 約108万戸 (H24)
- 土石流災害から保全される要配慮者利用施設 (再掲) 79% (R1)
- 地籍調査進捗率 15.6% (R1)
- 道路施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 老朽化対策を実施する橋梁数 (再掲) 59箇所 (R1)
- 老朽化対策を実施するトンネル数 (再掲) 13箇所 (R1)
- 農道・林道施設の点検・診断の実施割合 (個別施設計画策定) (再掲) 100% (R2)
- 港湾施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)

(6-3) 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る

必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(建設業協会等との応急復旧体制の強化) (再掲) [P 10]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備する必要がある。また、早期復旧等に向けた指導・助言を得るため、学識経験者との連携強化を図る必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進) (再掲) [P 19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【交通・物流】

(緊急時にも信頼性の高い道路ネットワークの構築) (再掲) [P 19]

- 基幹的及び地域交通ネットワークの機能や陸・海・空の広域交流基盤へのアクセスを確保するため、能越自動車道やのと里山海道、国道8号等の道路整備を促進し、骨太で多重な信頼性の高い道路ネットワークを構築する必要がある。

(大雪対策) (再掲) [P 20]

- 除雪作業を請け負う建設事業者の除雪機械保有が負担となり、安定的な除雪体制の維持が懸念されており、これを踏まえた総合的な対策が必要である。
- 大雪時においても交通を確保するため、消融雪施設の整備や老朽化した施設の更新、雪に強い道路整備を行う必要がある。

(雪崩対策の推進) (再掲) [P 20]

- 雪崩や落雪等により交通に支障を及ぼす恐れのある箇所に雪崩防止柵等を整備することにより、道路の安全な通行確保を図る必要がある。

(大雪時の広域的な道路ネットワークの確保) (再掲) [P 20]

- 広域的な道路ネットワークを確保するため、隣県や関係機関との連携強化を図る必要がある。

(鉄道の冬季間の安定運行) (再掲) [P 20]

- 鉄道交通の冬季間の安定運行のため、在来線の除雪対策を推進する必要がある。

【老朽化対策】

(道路施設の維持管理) (再掲) [P 28]

- 橋梁やトンネル等の道路施設の老朽化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、道路ネットワークを確実に確保するため、引き続き、長寿命化計画等に基づき、計画的な点検や更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。

(数値データ)

- 建設業協会等との協定に基づく防災訓練（再掲） 実施（R1）
- 「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率（再掲） 78.0%（R1）
- 道路施設の長寿命化計画策定率（再掲） 100%（R1）
- 老朽化対策を実施する橋梁数（再掲） 59箇所（R1）
- 老朽化対策を実施するトンネル数（再掲） 13箇所（R1）

(6-4) 防災インフラの長期間にわたる機能不全

【行政機能・防災教育等】

(建設業協会等との応急復旧体制の強化)（再掲）[P10]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備する必要がある。また、早期復旧等に向けた指導・助言を得るために、学識経験者との連携強化を図る必要がある。

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進)（再掲）[P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスマーチャンジング）を推進する必要がある。

(新技術の活用促進)（再掲）[P19]

- 建設産業において、県内企業が開発した新技術、製品等を認定し、公共工事に積極的に活用することにより、質の高い社会資本を整備するとともに、県内の建設関連企業の技術力向上を図る必要がある。

【農林水産】

(ため池の防災対策の推進) [P22]

- 決壊した場合に人家等に被害を与える恐れがあるため池について、改修・補強等を実施する必要がある。

(農業水利施設の整備) [P22]

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（農業用排水路、用排水機場等）について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

【老朽化対策】

(公園施設の維持管理)（再掲）[P28]

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園の施設について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがあり、被災者を安心して受け入れることができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

(海岸保全施設の維持管理)（再掲）[P29]

- 海岸保全施設の長寿命化について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の

機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(河川管理施設の維持管理) (再掲) [P 29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P 29]

- 県が管理している全 11 ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多くの砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

(数値データ)

- 建設業協会等との協定に基づく防災訓練 (再掲) 実施 (R1)
- ため池整備数 435 箇所 (R1)
- 防災重点ため池における劣化状況評価実施率 0% (R1)
- 防災重点ため池のハザードマップ策定率 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R1)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)

(7-1) 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

(住民等への情報伝達体制の強化) (再掲) [P 9]

- 災害情報を適切に伝達できるよう、住民等に対する情報伝達手段の多様化を図る必要がある。また、災害情報の伝達体制の強化を図る必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 9]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取

組を推進する必要がある。

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P10]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(消防団の充実強化及び消防力の整備充実) (再掲) [P12]

- 消防団は、県民の安全・安心を守る地域防災の要として、欠くことの出来ない存在であることから、地域防災力の向上のためにも消防団の充実・強化が必要である。
- 市町が行う消防水利などの消防用施設の整備や消防体制の充実など、消防力の強化が必要である。

(災害救助体制の整備) (再掲) [P12]

- 複雑化・多様化する各種災害や救急救助に迅速かつ適切に対処するため、消防防災ヘリコプターを活用した航空消防防災体制の機動的な運営等に取り組む必要がある。
- 大規模災害時の消防広域応援体制について、他都道府県緊急消防援助隊と連携するブロック合同訓練に石川県隊として参加し、災害救助技術の向上及び消防広域応援体制の強化を図る必要がある。

【住宅・都市】

(住宅・建築物の耐震化) (再掲) [P12]

- 地震時の倒壊等を防止するため、住宅・建築物の耐震化を促進する必要がある。

(市街地整備) (再掲) [P12]

- 都市の防災機能の向上を図るため、密集市街地の面的整備等を促進するとともに、災害時に一時避難場所となる都市公園を整備する必要がある。

(空き家対策) (再掲) [P13]

- 地震時の倒壊や火災発生を防止するため、空き家対策を推進する必要がある。

(住宅・建築物の防火対策) (再掲) [P13]

- 防火思想の普及、火気器具の取扱い、消火器具の使用方法等について、市町と連携して地震発生時の出火防止の徹底を推進する必要がある。
- 地震により大規模な火災が発生する可能性に備え、市町と連携して関係機関との迅速な避難誘導体制の整備、地域における初期消火意識の共有等を推進する必要がある。

【保健医療・福祉】

(県内病院の耐震化等) (再掲) [P13]

- 県内災害拠点病院・救急告示病院は、災害時にも傷病者の治療等に必要な施設であることから、施設の耐震化やスプリンクラーの設置について、助成制度の一層の周知を図り、着実に進めていく必要がある。

(社会福祉施設の耐震化等) (再掲) [P14]

- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性

を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P 25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(避難行動の周知徹底) (再掲) [P 25]

- 避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図り、逃げ遅れの発生を防止する必要がある。

(防災教育) (再掲) [P 25]

- 災害発生時に職員全員が迅速に対応できるよう、平時から職員に対する危機管理意識の向上を図る必要がある。
- 自主防災意識の向上のため、「自らの身の安全は自ら守る」防災教育を推進する必要がある。
- 避難時に必要となる避難情報や防災気象情報が入手できなくなるため、避難所や避難路、前兆現象などの避難のきっかけ等を住民が把握し、有事の際に迅速に避難できるよう事前に準備しておく必要がある。
- 学校において、危機管理マニュアルの見直しや避難訓練の実施、各教科や総合的な学習の時間などの教育活動全体を通じ、児童生徒の発達段階に応じた防災教育の取組を推進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

【官民連携】

(防災関係機関との連携強化) (再掲) [P 27]

- 災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要がある。

(数値データ)

- 石川県防災総合訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 県民一斉防災訓練（シェイクアウトいしかわ）の実施 (再掲) 実施 (R1)
- 住宅の耐震化率 (再掲) 82% (H30) 全国 約 87% (H30)
- 多数の者が利用する建築物の耐震化率 (再掲) 86% (H27) 全国 約 89% (H30)

- 災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率（再掲） 91.1% (R2.6)
- 社会福祉施設の耐震化率（再掲） 89.3% (H29.3) 全国 90.3% (H29)
- 消防団員数 5,398人 (R1)
- 緊急消防援助隊登録隊数 88隊 (R1)
- 防災士数（再掲） 6,765人 (R1)
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 1,701人 (R1)

(7-2) ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

【行政機能・防災教育等】

（建設業協会等との応急復旧体制の強化）（再掲） [P10]

- 被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るための訓練を実施し、発災時に適切な行動がとれるよう体制を整備する必要がある。また、早期復旧等に向けた指導・助言を得るために、学識経験者との連携強化を図る必要がある。

【産業】

（インフラ分野におけるデジタル化の推進）（再掲） [P19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランスマーチャンジション）を推進する必要がある。

【農林水産】

（ため池の防災対策の推進）（再掲） [P22]

- 決壊した場合に人家等に被害を与える恐れがあるため池について、改修・補強等を実施する必要がある。

（農業水利施設の整備）（再掲） [P22]

- 被災した場合に経済活動及び住民生活等への影響が大きい農業水利施設（農業用排水路、用排水機場等）について、順次、計画的に改修・補強等を行う必要がある。

【老朽化対策】

（公園施設の維持管理）（再掲） [P28]

- 大規模災害が発生した場合の避難場所となる都市公園の施設について、維持補修等必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える施設や、耐震化未施工のものがあり、被災者を安心して受け入れができるよう、計画的な維持管理・更新、バリアフリー化、耐震化を図る必要がある。

（海岸保全施設の維持管理）（再掲） [P29]

- 海岸保全施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、施設の多くは昭和30年代以降に整備され老朽化が進んでおり、津波時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮できるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

（河川管理施設の維持管理）（再掲） [P29]

- 河川管理施設の長寿命化対策について、維持補修等必要な取組を進めているが、多

くが設置から20年以上経過しており、洪水時等の緊急時に施設の機能が確実に発揮されるよう、計画的に維持管理を行う必要がある。

(ダムの維持管理) (再掲) [P 29]

- 県が管理している全11ダムについて、被災時の被害を最小限に留めるとともに、老朽化による二次災害を発生させないために長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理を行う必要がある。

(砂防関連施設等の維持管理) (再掲) [P 29]

- 数多くの砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設を管理しているが、施設の老朽化が進んでいることから、被災時の被害を最小限に留めるとともに、制御不能な二次災害を発生させないために適切な維持管理を行う必要がある。

(農業水利・漁港施設の老朽化対策) (再掲) [P 29]

- 食料生産に係る農業水利・漁港施設については、老朽化が進行している施設があることから、長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 建設業協会等との協定に基づく防災訓練の実施 (再掲) 実施 (R1)
- ため池整備数 (再掲) 435箇所 (R1)
- 防災重点ため池における劣化状況評価実施率 (再掲) 0% (R1)
- 防災重点ため池のハザードマップ策定率 (再掲) 100% (R1)
- 海岸保全施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 水門・堰等の河川管理施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (H24)
- 砂防・治山・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止施設の長寿命化計画策定率 (再掲) 100% (R2)
- 県が造成した基幹農業水利施設における機能保全計画策定割合 (再掲) 100% (R1)

(7-3) 有害化学物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃

【環境】

(有害化学物質の漏えい等の防止対策) [P 24]

- 有害化学物質の漏えい等を防止するため、法律や条例に基づき、有害化学物質の適正管理を行うことや、漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築するよう指導する必要がある。

(石綿飛散防止対策) [P 24]

- 被災建築物等からの石綿飛散を防止するため、法律や条例に基づき、適切な石綿除去作業を実施できるよう指導する必要がある。

(PCB廃棄物の適正処理) [P 24]

- 保管中のPCB廃棄物が被災により流出することによる健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導していく必要がある。

(毒物及び劇物の安全管理の促進) [P 24]

- 「毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）」に基づき、災害時の毒物等の漏えい等による保健衛生上の危害防止のため、毒物等取扱事業者への指導や情報提供などにより、適正管理や応急措置等安全管理の促進を図る必要がある。

(数値データ)

- PCB 廃棄物の保管事業者数 697 事業場 (H31. 3)

(7-4) 農地・森林等の被害による県土の荒廃

【農林水産】

(農地・農業水利施設等の保全管理) [P 22]

- 農地が持つ保水効果や土壤流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進し、災害時には自立的な防災・復旧活動が行われるよう体制整備を推進する必要がある。また、地域資源を活用した都市と農村の交流等により地域コミュニティの維持・活性化を促進する必要がある。

(災害に強い森林づくり) [P 22]

- 県土の約 7 割を占める森林について、豪雨による山地災害等を防止するなど、森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、間伐や主伐・再造林等による資源の循環利用を進めるとともに、手入れ不足人工林における針広混交林化や病虫獣害対策等を行い、災害に強い多様で健全な森林へ誘導する必要がある。

(農林業の担い手確保等) [P 22]

- 農林業の従事者が減少していることから、農地・森林等の荒廃による被害拡大を防ぐため、新たな担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 多面的機能支払実施面積 25,874ha (R1)
- 中山間地域等直接支払実施面積 5,182ha (R1)
- 公益的機能別施業森林等で実施する年間の利用間伐実施面積 1,184ha (H27～R1 平均)
- 企業参入等による耕作放棄地再生面積 341ha (H27～R1 累計)
- 農業の年間の新規就農者数 120 人 (H27～R1 平均)
- 林業従事者数 482 人 (R1)

(8-1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【環境】

(災害廃棄物対策) [P 25]

- 平時から関係団体等との連携や人材の育成を図り、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制の構築を図る必要がある。また、大規模災害の発生に備え、県外自治体等との協力支援体制の構築を図る必要がある。

(数値データ)

- 市町における災害廃棄物処理計画の策定率 100% (R2)

(8-2) 復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態

【産業】

(インフラ分野におけるデジタル化の推進) (再掲) [P 19]

- インフラの維持管理や施工の高度化・効率化を図るため、DX（デジタル・トランسفォーメーション）を推進する必要がある。

【リスクコミュニケーション】

(県民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上) (再掲) [P 25]

- ひとたび災害が発生すれば、行政による支援が隅々まで行き渡るにはある程度の時間がかかるため、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組を推進していく必要がある。

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 25]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(自主防災組織の活性化促進) [P 26]

- 災害時に「共助」の力を発揮し、災害による被害を予防・軽減するため、自主防災組織の活性化を促進する必要がある。

【人材育成】

(防災人材の育成及び自主防災組織の強化) (再掲) [P 26]

- 地域の防災力を高めるため、自主防災組織のリーダーとなる防災士や、災害ボランティア等の育成、スキルアップを図るとともに、防災活動アドバイザーを活用した組織の充実強化を推進する必要がある。

(災害ボランティアの活動環境の整備) [P 27]

- 被災家屋周辺の土砂撤去や生活支援など、被災者の生活復旧に災害ボランティアの果たす役割がきわめて大きいことから、ボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、ボランティア活動の環境整備を行う必要がある。また、災害時にボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、ボランティアと被災者ニーズとの総合的な調整を行う災害ボランティアコーディネーターの養成を行う必要がある。

(建設産業の担い手確保・育成) [P 27]

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 防災士数（再掲） 6,765人（R1）
- 防災士のうち、女性防災士数（再掲） 1,701人（R1）
- 新規高卒者の建設業就業者数 276人（H30）

(8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

【住宅・都市】

(文化財の防災・防犯対策の推進) [P13]

- 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建造物等の防災・防犯対策の徹底を図る必要がある。

【国土保全】

(環境保全の推進) [P24]

- 本県の豊かで美しい自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する必要がある。

(数値データ)

- 公益的機能別施業森林等で実施する年間の利用間伐実施面積（再掲） 1,184ha（H27～R1平均）

(8-4) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

【住宅・都市】

(応急仮設施設の迅速な供給) (再掲) [P13]

- 応急仮設住宅について、災害後の迅速な供給体制を維持する必要がある。

【国土保全】

(地籍調査の実施) (再掲) [P24]

- 災害後の円滑な復旧・復興を進めるためには、地籍調査等により土地境界を明確にしておくことが重要となる。

【人材育成】

(建設産業の担い手確保・育成) (再掲) [P27]

- 建設産業では、技能労働者の高齢化や若年入職者の減少により、将来にわたる担い手不足が課題となっており、社会資本の整備や除雪・災害時の対応など地域の安全・安心の確保に懸念が生じていることから、業界団体と行政とが連携して、担い手の確保・育成に取り組む必要がある。

(数値データ)

- 地籍調査進捗率（再掲） 15.6% (R1)
- 新規高卒者の建設業就業者数（再掲） 276人 (H30)

(8-5) 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による
県内経済等への甚大な影響

【産業】

(県内企業の事業継続計画の策定) (再掲) [P18]

- 県内企業における事業継続計画の策定については、引き続き、県内企業の防災意識を高め、策定する事業所を広げていく必要がある。

(風評被害を防止する情報発信) [P19]

- 平時より、多様な情報発信経路を確保することなどにより、災害発生時において、県内外へ迅速かつ的確に情報発信できる体制を確保する必要がある。

(数値データ)

- 県内企業の事業継続計画の策定率 15.0% (全国平均 16.6%) (R2.6)

※株式会社帝国データバンク (2020) 「事業継続計画(BCP)に対する企業の意識調査」

施策分野ごとの指標

【行政機能・防災教育等】

No	指標	現況	目標値
1	石川県防災総合訓練の実施	実施 (R1)	継続実施 (R7)
2	建設業協会等との協定に基づく防災訓練の実施	実施 (R1)	継続実施 (R7)

【住宅・都市】

No	指標	現況	目標値
3	住宅の耐震化率	82% (H30)	95% (R7)
4	多数の者が利用する建築物の耐震化率	86% (H27)	95% (R7)

【保健医療・福祉】

No	指標	現況	目標値
5	災害拠点病院・救急告示病院の耐震化率	91. 1% (R2. 6)	増加 (R7)
6	県内の DMAT 配備数	32 チーム (R1)	維持 (R7)
7	介護職員数	20 千人 (R1)	23 千人 (R7)
8	予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチンの接種率	1 期※95. 0% 2 期※94. 8% (R1)	95% 以上を維持 (R7)

※1 期：生後 12～24 ヶ月未満の者、2 期：小学校就学前 1 年間の者

【ライフライン】

No	指標	現況	目標値
9	市町における災害時受援計画策定率	21% (R1)	100% (R7)
10	県水送水管耐震化事業工事進捗率	53% (R1)	90% (R7)
11	水道基幹管路における耐震適合率	35. 5% (R1)	50% (R7)
12	下水処理場の耐震化計画策定率	88% (R1)	100% (R7)
13	下水道施設の耐水化計画策定率	0% (R1)	100% (R7)
14	汚水処理人口普及率	94. 4% (R1)	97% (R7)

【交通・物流】

No	指標	現況	目標値
15	「ダブルラダー輝きの美知」構想整備率 <small>みち</small>	78% (R1)	86% (R7)
16	災害時に緊急輸送道路のルートが確保されている割合	95% (R1)	100% (R7)
17	迂回路となり得る広域農道・幹線林道の整備延長	36.3km (R1)	40.4km (R7)
18	信号機電源付加装置の整備率	45.5% (R1)	100% (R8)

【農林水産】

No	指標	現況	目標値
19	拠点漁港の主要な陸揚岸壁の耐震化率	0% (R1)	60% (R7)
20	漁業協同組合の業務継続計画の策定	— (R1)	策定 (R7)
21	ため池整備数	435 箇所 (R1)	460 箇所 (R7)
22	防災重点ため池における劣化状況評価実施率	0% (R1)	100% (R7)
23	公益機能別施業森林等で実施する年間の利用間伐実施面積	1,184ha (H27～R1 平均)	1,400ha (R7)
24	企業参入等による耕作放棄地再生面積	341ha (H27～R1 累計)	350ha (R3～R7 累計)
25	農業の年間の新規就農者数	120 人 (H27～R1 平均)	120 人 (R7)
26	林業従事者数	482 人 (R1)	516 人 (R7)

【国土保全】

No	指標	現況	目標値
27	海岸林の年間防除面積	101ha (R1)	140ha (R7)
28	抵抗性クロマツ苗の年間植栽面積	4ha (H27～R1 平均)	4ha (R7)
29	洪水ハザードマップ等を利用した訓練の実施	実施 (R1)	継続実施 (R7)
30	浸水被害の恐れのある家屋のうち安全が確保される割合	58% (R1)	73% (R7)
31	土砂災害から保全される家屋数	20,336 戸 (R1)	21,638 戸 (R7)
32	土石流災害から保全される要配慮者利用施設の割合	79% (R1)	100% (R7)
33	地籍調査進捗率	15.6% (R1)	18% (R7)

【環境】

No	指標	現況	目標値
34	PCB 廃棄物の保管事業者数	697 事業場 (H30)	0 事業場 (R8)

【リスクコミュニケーション】

No	指標	現況	目標値
35	県民一斉防災訓練(シェイクアウトいしかわ)の実施	実施 (R1)	継続実施 (R7)
36	防災士数	6,765 人 (R1)	12,000 人 (R6)
37	女性防災士数	1,701 人 (R1)	3,000 人 (R6)

【人材育成】

No	指標	現況	目標値
38	消防団員数	5,398 人 (R1)	増加 (R7)
39	防災士数（再掲）	6,765 人 (R1)	12,000 人 (R6)
40	女性防災士数（再掲）	1,701 人 (R1)	3,000 人 (R6)
41	介護職員数（再掲）	20 千人 (R1)	23 千人 (R7)
42	新規高卒者の建設業就業者数	276 人 (H30)	増加 (R7)

【官民連携】

No	指標	現況	目標値
43	石川県防災総合訓練の実施（再掲）	実施 (R1)	継続実施 (R7)
44	災害時応援協定（物資供給協定含む）の締結数	149 団体 (R1)	増加 (R7)

【老朽化対策】

No	指標	現況	目標値
45	老朽化対策を実施する橋梁数	59 箇所 (R1)	369 箇所 (R5)
46	老朽化対策を実施するトンネル数	13 箇所 (R1)	36 箇所 (R5)